

川障発第73号

令和2年4月9日

移動支援事業実施事業所 各位

川越市長 川合善明

(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う移動支援（地域生活支援事業）の取扱いについて（通知）

標記の件について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本来行う予定であった支援ができない場合における移動支援については、下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

1 取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等に感染するおそれがあり、やむを得ず外出を自粛する場合における居宅等での支援は、令和2年3月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡（以下、「国通知」という）に基づき、移動支援を実施したものとして取り扱って差し支えない。

2 留意事項

本取り扱いに基づき移動支援を行う場合、次の事項に留意すること。

(1) 支援内容は、外出時同様に行う食事介助や安全確保等であり、他

の居宅サービス（身体介護、家事援助）等を認めるものではないこと。

- (2) 居宅内での支援については感染拡大機会が増えることが予想されるため、感染防止策を徹底すること。（令和2年2月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」別紙2参照）
- (3) 本取り扱いに基づき補助金請求を行う際は、外出できなかった理由と支援内容を移動過程一覧表（様式第15号別紙3）に具体的に記載すること。

3 適用期間

令和2年3月13日から当面の間（終期は別途通知）

以上

川越市福祉部障害者福祉課	TEL 049-224-5785
福祉サービス担当（移動支援の利用登録決定に関すること）	
障害給付担当（移動支援補助金の請求に関すること）	